

電子商取引等に関する準則改訂案についてのパブリックコメント結果の概要

平成19年3月30日
産業構造審議会
情報経済分科会
ルール整備小委員会

- ＜御意見の概要＞
- ＜御意見に対する考え方＞

【1】価格誤表示と表意者の法的責任

1. 考え方

- 「価格誤表示」の論点については、「1. 考え方」で問題提起しかされていないが、他の論点と同様、「1. 考え方」で簡単な結論を書いてはどうか。
- 御意見を踏まえて、「考え方」に結論の概要を記述する。

2. 説明

(1) 売買契約が成立している場合、売主は契約の錯誤無効を主張できるか

① 価格誤表示と錯誤無効

- 『また、電子商取引において価格誤表示を回避するためには、価格をシステムに入力する際に慎重に行えば足りるわけであり、価格誤表示をした売主に重大な過失がなかったと認められる場合は限定的であろう。』とあるが、人間が入力する以上、慎重に行ってもミスは発生するわけであり、ミスがあればただちに重過失というのは短絡的と考える。
- 価格誤表示を回避するためには、価格をシステムに入力する際に慎重に行えば足り、事業者が商品販売の際に販売価格を間違えることは、通常重過失に当たると考える。

③ インターネット・オークションのように、当該電子商取引において売主のみならず購入希望者の行為により最終販売価格が決定する性質を有する取引の場合

- インターネット・オークションで価格誤表示をした売主が錯誤無効を主張できないことにより被る経済的リスクは、「当該コミュニティにおける市場価格より高額で販売したかったのに市場価格でしか販売できなかったことに伴う差額に過ぎない。」とあるが、当該コミュニティにおける市場価格より高額では落札されないので、成り立たないのではないか。
- 御意見を踏まえて、「当該コミュニティにおける市場価格より高額で販売することを希望し、希望価格以下では販売する意図はなかったのに、市場価格でしか販売できなかったことに伴う希望価格との差額に過ぎない。」に修文する。

(2) 電子商取引における売買契約の成立の有無及び成立時期

② 購入希望者による申込みに対し、自動返信メールにおいて、承諾の意思表示が別途なされることが明記されている場合

- 別途承諾の意思表示をすることに対しては、価格誤表示をした事業者等を救済する意味で賛成だが、そこまで契約が成立していないのであれば、自動返信メールに対して消費者が再度確認をするシステムがあっても良いと思われる。1個注文するつもりで11個注文してしまったり、確認メールが来ないことで不安になり、何度も操作を繰り返して複数個注文してしまうことがある。それらを救済するためである。
- 消費者の最初の注文を契約の申込みではないと評価することは困難であるとする。なお、消費者の操作ミスによる錯誤については、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」で特例措置が定められている。

【1】 ワンクリック請求と契約の履行義務

1. 考え方

(2) 契約が不成立の場合

- 最近、ワンクリック詐欺と思われるアダルトサイトにクレジット決済が使われるケースがある。契約の申込みについて、明らかに申込者に要素の錯誤があると思われ、確認画面もない場合でも、クレジット決済が通り、直後連絡したクレジット会社も決済代行会社も請求はする、という態度である。本来、錯誤無効を主張していさえすればよかったが、クレジットカード決済という決済方法と、決済代行会社の出現により、ワンクリック詐欺でさえも確実に集金が可能になってしまった。このため、クレジットカードを利用した場合も、ワンクリック詐欺と思われる場合は、契約不成立と加筆していただきたい。
- アダルトサイトの利用契約自体が無効や取り消し得るものであっても、クレジットを割賦販売でなく利用した場合は、抗弁権の接続はないため、法的にクレジットカードの支払いは拒否できず、支払うかどうかは、クレジットカード会社等の対応次第となる。

(3) 錯誤により契約の無効を主張しうる場合

- 冒頭に契約不成立の場合を示されていることは、非常に意義のあるものを考える。しかし、次ページおよび p14 の錯誤無効については、「価格誤表示と表意者の法的責任」に記載されているのと同様に、相手方すなわちワンクリック業者の悪意がある場合には、かりに申し込み側に重過失があっても、ワンクリック業者を保護する必要はなく、錯誤無効が認められる、という法的構成も加えていただきたい。なぜなら、ほとんどの場合、ワンクリック業者側は、申し込み側が意に反して申し込むように罠を仕掛けているのであって、申し込み側が錯誤に基づいて申し込んでいることを認識していると考えられるからである。
- 御意見を踏まえ、「表意者が錯誤につき重過失ある場合に錯誤無効の主張を認めない理由は相手方保護であるところ、ワンクリック請求業者が申込者が錯誤に陥ることを意図していたような場合には、相手方であるワンクリック請求業者を保護する必要がないため、錯誤無効を主張できる可能性が高い」と追記する。

Op12の電子契約法第2条、第3条のとらえ方は、これまでの経済産業省の見解とは異なるように感じる。というのも、これまで、経済産業省は、電子契約法で救われるケースというのは、いわゆる表示の錯誤(1と表示すべきを、11と入力してしまった、クリックするつもりがないのにしてしまった)であるという見解を示してきたように思うからである。電子契約法で救われる錯誤の範囲が、代金やサービス内容に関する認識の違いにまで拡大されること自体は、電子契約法が実効力あるものとなり、消費者の救済にもつながるため、非常に歓迎すべき事だと考えるが、ただ、是非電子契約法自体の解釈について、別項目などでとりまとめていただきたいと思う。

●救済対象が表示の錯誤であることを明確化するため、「電子消費者契約にあたる場合において、申込者が契約を申し込む意思がなかったのに、誤って申込みのクリックボタンを押してしまったときは」と修文する。

(6) 詐欺による契約の取消しを主張しうる場合

○ワンクリック請求の多くの実態は、正当なサービスの提供を伴わない。ワンクリック詐欺と言うべきものである。しかしながら、本準則では、詐欺取消しの可能性について全く記載を欠いている点は疑問を抱かざるをえない。救済対象が表示の錯誤であることを明確化するため、「電子消費者契約にあたる場合において、申込者が契約を申し込む意思がなかったのに、誤って申込みのクリックボタンを押してしまったときは」と修文する。

●御意見を踏まえ、「詐欺による契約の取消しを主張しうる場合」を追記する。

【3】なりすましによる意思表示のなりすまされた本人への効果帰属

1. 考え方

②本人は決済機関に対して支払義務があるか

i) クレジットカード決済の場合

a) なりすまされた本人に責任がある場合

○未成年者が、同意なく家族カードを利用して出会い系サイト等をクレジット決済するケースがある。未成年者(せめて風営法に抵触する18歳未満の未成年者)の場合は、家族であっても責任を免れるとしたい。

●なりすまされた本人は、カードの管理責任があるため、家族や同居人がクレジットカードを使用した場合は、なりすまされた本人に責任があると考え。

○本人確認の方式に関する事前合意が無効となる可能性として、ID・パスワードの設定で、他人から容易に推測されやすいパスワードの設定について、登録排除の仕組みを設定していない場合をあげているが、容易に推測されるパスワードについて、具体的な例を提示すべきである。また、脆弱なパスワードでも、お財布携帯やスイカなどの決済の操作性を考え、例えば5千円未満の小額決済であれば有効とする、などの当事者同士の事前合意を奨励し、簡便性とセキュリティを両立させる認証を求めるべきである。

●他人から容易に推測されやすいパスワードの設定の具体例は、今後、必要に応じて検討したい。なお、事前合意が無効となる事例を示しているが、その反対解釈として、それ

以外の場合は有効というわけではない。

【4】ホスティングを伴う電子商取引事業者の違法情報媒介責任

- プロバイダー責任制限法については、すでに総務省の逐条解説、社団法人テレコムサービス協会の各種ガイドライン等があるので、問題が生じているのであればそちらの修正、補充により対応すべきであり、本論点を準則改訂案に盛り込むべきではない。
- オークションの評価欄に出品者の名誉を毀損する疑いがある情報が書き込まれる例など、電子商取引上の重要な法律問題であり、準則に本論点を盛り込むこととしたい。社団法人テレコムサービス協会のガイドラインは、本準則でも引用しており、整合性にも配慮している。

【5】インターネットを通じた個人情報の取得

- 個人情報保護については、個人情報保護法や各種ガイドラインが策定されており、インターネットを通じた個人情報の取得のみを切り出して準則改訂案に定めるべきではない。必要であれば、経済産業省ガイドラインの修正、補充により対応すべきである。
- 準則では、インターネット上の特有の問題を取り上げており、個人情報保護ガイドラインとの重複していない。

2. 説明

(5)いわゆるスパイウェアによる個人情報の取得

- 最終の二行に、『使用許諾契約への同意クリックだけをもって、個人情報取得への同意とみなすことは困難な場合も多いと考えられる』とあるが、同意取得を否定するのではなく、このような場合でも個人情報の取得に関する事項が含まれることをユーザーに認識させるような工夫を事業者が行うべきであり、それを怠れば効力が否定されるという程度の対応が望ましいと考える。
- 御意見を踏まえ、「個人情報取得に関する事項が含まれていることをユーザーに認識させるよう、単に使用許諾と表記するのではなく、『個人情報提供の同意及び使用許諾』と表記するなどの工夫を事業者が行うことが求められ、それを怠れば、使用許諾契約への同意クリックがあつたとしても、個人情報取得への同意とみなすことは困難な場合も多いと考えられる。」と修文する。

【6】当事者による法選択がない場合の準拠法

2. 説明

(4)「特徴的給付」を行う「当事者」

- 特徴的給付を行う当事者の認定を、単純に売り主が誰かということだけで、当該取引の準拠法の認定をすることで、紛争時における実質的な解決のための準拠法となりうるかどうか疑問である。ソフトウェアの取引の実態を考慮した上での、類型別に関係地法の推定の目安を設けていただきたい。ソフトウェアの場合、ソフトウェアを供給する主体(ディストリビュータ)と、ソフトウェアのライセンサーとが異なる、いわゆる有体物としてのパッケー

ジで取引するケースがある。また、ダウンロード販売においても、ディストリビュータとライセンスとが異なるケースが出てくる。特に、ディストリビュータとライセンスが異なる国籍である場合は、単なる配布を行う事業者の国の法律が再密接関係地法となっても実質的な解決につながらないケースが考えられるため、ソフトウェア取引においては、特徴的給付についてどのように捉えるか、もう少し深い議論が必要と思われる。

- 御意見を踏まえ、「なお、ソフトウェアの場合、ソフトウェアを供給する主体との売買契約とは別に、当該ソフトウェアのライセンスとの著作権許諾契約が締結される場合が多いが、この場合、売買契約に係る特徴的給付を行う当事者は売主であり、著作権許諾契約に係る特徴的給付を行う当事者はライセンスということになる。」と追記する。

【9】 P2Pファイル交換ソフトウェア提供者の責任

1. 考え方

(2)P2Pファイル交換ソフトウェア提供者の行為

○技術自体は中立であり、また、技術革新による利便性向上という側面もあるので、技術的保護手段を備えた P2P ファイル交換ソフトウェアも含めた全ての P2P ファイル交換ソフトウェアに問題があるかのような書き方は適切ではない。また、ファイル交換ソフトを使用して、ユーザーが何を行うことによって違法の問題が生じているのかについて、客観的かつ記述的な記載とすべきである。

- ご指摘を踏まえ、ユーザーの”違法な”行為への関与であることを明確化する旨の修文を行う。

2. 説明

(3)P2Pファイル交換ソフトウェアを利用したサービス提供者の行為

○あたかもユーザーの非侵害的用法の有無に関係なく、開発者の意図や営利性によって違法性が判断されるかのような記載となっており誤解を招くものである。

まず、アメリカの MGM vs Grokster 裁判は、明文で著作権侵害を奨励する意図の有無だけで判断した事案ではない。同裁判は、

『問題は、合法使用と非合法使用の両方が可能な製品の配布者がその製品を使用する第三者による著作権侵害行為に対して責任を負うのはどのような状況においてかということである。我々は、著作権を侵害するために製品 < a device > の使用を奨励する目的で製品を配布した者は、侵害を促進するためになされた明確な表現又は他の肯定的な行動 < affirmative steps > により証明された場合、第三者による結果的な侵害行為に対して責任を負う』と判示している。同判決はソニー事件を下敷きにしている。ソニー事件において連邦最高裁判所は、『VCR の主要な使用は「タイムシフティング」、すなわち番組を録画した後都合のよい時に見ることであり、これはフェアユース(米国著作権法107条)に当たる」、「ビデオテープレコーダーに著作権の成立している映画をコピーすることができる能力があるとはいっても、もしもその製品が正当で害のない目的に広く使用されていれば、それによってこの装置の製造者を寄与侵害者とする事はできない。この正当な目的というのは、単に「実質的に非侵害的な使用」をすることができる

いう程度のもので足りる。よって、製品(ビデオテープレコーダーや複写機、タイプライター、カメラなど)の製造・販売をする者は、その製品が単に「実質的な非侵害的使用」をすることさえできれば責任から放免される。」この法理は、實際上特許権を侵害することなく使用し得る一般的な商品の場合には間接侵害を構成しないとの米国特許法271条c項の間接侵害規定を反映したものであるが、これはもともと米国著作権法には他人によって引き起こされた侵害について誰かに責任を負わせる寄与侵害のような明文規定がないことから、特許法の規定を著作権法に類推適用したものである。そして、この法理は、合法的にも非合法的にも使用できる品目の販売行為を免責し、責任をより深刻な過失の場合に制限するものである。』

と判示している。つまり、まずは、非侵害的利用の有無が問題になり同法理によって適法とされない場合に MGM vs Grokster 裁判の基準が適用されるのである。

- ご指摘のグロクスター判決は、製品がかなりの非侵害使用が可能であれば、侵害を防ぐ肯定的な行動を取らないことだけに基づいて寄与侵害責任を認定することができない旨論じられてはいるものの、Staple-article doctrine が先にあるという関係である旨示されたものではなく、この点について同判決は何ら言及していないと考えられる。また、合法的と非合法的な使用の2つの可能性がある製品に関する裁判例ということではソニー事件も Grokster 事件も共通しているが、このような場合に、ソニー事件の Staple-article doctrine と、Grokster 事件の Inducement rule のどちらの理論を適用するかは事案によって異なる、と言う関係と考えられる。

【10】ID・パスワードなどのインターネット上での提供全般について

- 「同一性保持権の侵害の幫助行為性」を追加していただきたい。
- 追加の必要性について、今後検討する。

1. 考え方

- 間接侵害の事案においては、直接の侵害者となるか、幫助者となるか、それとも別の構成になるかについて問題になっており、スナック魅留来事件(大阪高裁平成9年2月27日判決)、クラブキャッツアイ事件 最高裁昭和63年3月15日判決、最高裁ナイトパブG7事件最高裁平成13年3月2日判決があるが、明確に示されておらず将来の解釈にゆだねられている。あたかも、一律に幫助となると判例上も定まっているかのような表記は著しい誤解を招く。

- 「クラブキャッツアイ事件」は、被告の経営するスナックで客がカラオケを歌う行為について、被告がカラオケ機器の操作等を通じて当該行為を管理・支配し、また、それにより利益を得ているとして、著作権法上の規律の観点から客の歌唱行為を被告による歌唱行為と同視して直接侵害責任を認めた事例で、今般検討したID・パスワードの提供とは事実関係を全く異にしていると考えられる。

「ナイトパブ事件」は、カラオケリース会社がリース先に著作権管理団体と契約するよう

告知したり、契約があることを確認してから装置を引き渡すべき条理上の注意義務があったとしたものであり、今般検討したID・パスワードの提供とは事実関係を全く異にしていると考えられる。

2. 説明

(4) 知的財産法による制限

① 不正競争防止法について

ii) 営業秘密に係る不正競争

○「リバースエンジニアリングによって情報を取得する行為については、不正の手段には該当しないと考えられる。」との記述は、リバースエンジニアリングによる情報取得が全く問題ないとの誤解を生むような記述であるので削除すべきである。

●リバースエンジニアリングによって情報を取得する行為は、不正競争防止法第2条第4号にいう「不正の手段」に該当しないと考えられる。

なお、ソフトウェアを機密保持特約付で購入した場合などでは、当該特約が有効である限りにおいて、特約違反を理由に債務不履行による差止請求の対象になるものと考えられる。

2. 説明

(4) 知的財産権による制限

② 著作権法について

○インストールやダウンロード行為に私的使用目的の複製行為(著作権法30条1項)の例外の適用の可能性を示唆しているが、このような記載はプログラム著作物へのアクセスやその複製等を制限するためのID・パスワード等をインターネット等で開示する行為、及び、その情報を受けて不特定多数の者が当該プログラム著作物へのアクセスやその複製をおこなう行為を助長しかねないので、削除すべきである。

●インストーラは、インストールされるプログラムを全て内包しており、インストールされるプログラムを複製するための媒介物であるから、インストーラの所有者はインストールされるプログラムの複製物の所有者であることを否定することは困難と考えられる。

○「個人で楽しむ簡易なゲームのように、およそ私的使用目的の複製以外の複製行為がありえない場合を除き」との記載があるが、ダウンロードされる著作物の種類によって、ダウンロード行為が複製権侵害に該当するか否かを分けることには合理性は見出しがたく、削除すべきである。

●個人で楽しむ簡易なゲームであっても私的使用目的の複製以外の複製行為が存在する場合も考えられることから、ご指摘をふまえ修文する。

○β2についても著作権法上の違法性が認められるべきである。

インストーラのダウンロードと、インストーラを起動してインストールを行う場合の2段階に分けるのは著しく技巧的で実体に即していない。インストーラはユーザーがプログラム

をインストールする際の便宜のために、コピーと設定を自動化し、対話形式で指示を与えてインストールが行えるようにしてあるものであり、インストーラはプログラムのインストールのためのツールにすぎず、インストーラのダウンロードとインストーラを利用したインストールは一体不可分であり、実際にインストールすることが著作権法上予定されている「複製」行為や「複製物」にあたるべきである。

- インストールプログラムをダウンロードした時点でインストールプログラムを所有していると考えられる。そして、インストーラが被インストールプログラムを全て内包する以上、インストールプログラムの所有者が著作物の複製物の所有者であることまで否定することは、困難と考えられる。

○ γについても著作権法上の違法性が認められるべきである。

ID・パスワードを正規に入手していない者が、CD-ROM等の媒体からコンピュータにインストールする行為が適法行為であれば、無許諾インストールによる組織内違法行為もCD-ROMが1枚あれば全て適法となり、不合理である。

- インストーラが被インストールプログラムを全て内包する以上、インストールプログラムの所有者が著作物の複製物の所有者であることまで否定することは、困難と考えられる。

なお、ご指摘のパッケージソフトウェアの無許諾インストールによる組織内違法行為については、インストーラが海賊版であることを知っていた場合は法第113条第2項により法47条の2の適用はないと考えられるし、それ以外の場合についても法第47条の2にいう「必要と認められる限度」に該当しないと考えられる。

以上